**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十八年八月二十六日開催の定期大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

三重県三重郡朝日町大字縄生二一二一番地
株式会社東芝三重工場内
東芝労働組合三重支部
清算人　伊藤　敦

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年五月七日開催の社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、平成二十八年十二月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

大阪市東住吉区西今川三丁目一二番一五号
医療法人医真会
清算人　福田　安子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年七月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに高知県知事の認可により、平成二十八年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

高知県四万十市中村山手通四五番地
医療法人政佳会
清算人　松岡　功

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年十月二十日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

福岡市博多区麦野六丁目二六番三七号
医療法人斎田整形外科医院
清算人　斎田　和代

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は平成二十八年十一月二十八日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

福岡県みやま市山川町立山一二七八番地
清算法人瀬高町土地改良区
清算人代表　鬼丸　岳城

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに平成二十八年十一月十五日熊本市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

熊本市南区近見八丁目一四番五五号
医療法人社団起幸会
清算人　**西**春　泰司

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は、平成五年六月三十日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

沖縄県国頭郡恩納村字安富祖一二〇番地
清算法人赤瀬土地改良区
代表清算人　當山　幸宏

**第二十三期決算公告**

平成二十八年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 六九七 |
| 固定資産 | 四〇 |
| 資産合計 | 七三八 |

負債及び純資産の部

| | |
|---|---|
| 流動負債 | 三六一 |
| 固定負債 | 七五 |
| 株主資本 | 三〇一 |
| 資本金 | 九〇 |
| 利益剰余金 | 二一一 |
| （繰越利益剰余金） | （二〇七） |
| （当期純利益） | （四三） |
| 負債及び純資産合計 | 七三八 |

平成二十八年十二月二十八日

愛知県豊橋市白河町一〇〇番地
株式会社リビングサーラ
代表取締役社長　山本　鉄秀

**配当公告**

岐阜市三田洞八五一番地の一
破産者　株式会社ブイ・アイ・ピー

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十七年(フ)第一七〇号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

| | |
|---|---|
| 優先債権 | 金七、四八七、〇五四円 |
| 一般債権 | 金七一、〇〇八、七九七円 |

一、配当することのできる金額

| | |
|---|---|
| 優先債権 | 金七、四八七、〇五四円 |
| 一般債権 | 金五九〇、七八二、一五七円 |

平成二十八年十二月二十八日

岐阜市端詰町五五番地オフィスI・O・P二階
破産管財人　毛利　哲朗

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道野付郡別海町別海宮舞町八二番地、最後の住所北海道野付郡別海町別海九九番地の二八　被相続人　亡　伊藤　公之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

事務所北海道標津郡中標津町東六条南三丁目一五番地一　梅本英広法律事務所
相続財産管理人　弁護士　梅本　英広

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都小平市花小金井八丁目四六五番地一三、最後の住所東京都清瀬市旭が丘五丁目四番一―一〇六号　被相続人　亡　東　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

岩手県一関市千**厩**町千**厩**字北方二二番地二
相続財産管理人　司法書士　加藤　勝彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県伊具郡丸森町舘矢間松掛字中西七六番地二、最後の住所宮城県伊具郡丸森町舘矢間松掛字中西七六番地の二　被相続人　亡　大沼　時子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

宮城県柴田郡大河原町字新南三四番地五
船田ビル二〇二　弁護士法人ブレインハート法律事務所　仙南オフィス
相続財産管理人　弁護士　安部　毅

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍仙台市青葉区片平一丁目四番、最後の住所仙台市青葉区国見ヶ丘六丁目一四九番地の一　せんだんの里特別養護老人ホーム　被相続人　亡　島岡　壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

仙台市青葉区片平一丁目二番二二号　ロイヤーパーク六階
相続財産管理人　弁護士　伊藤　敬文